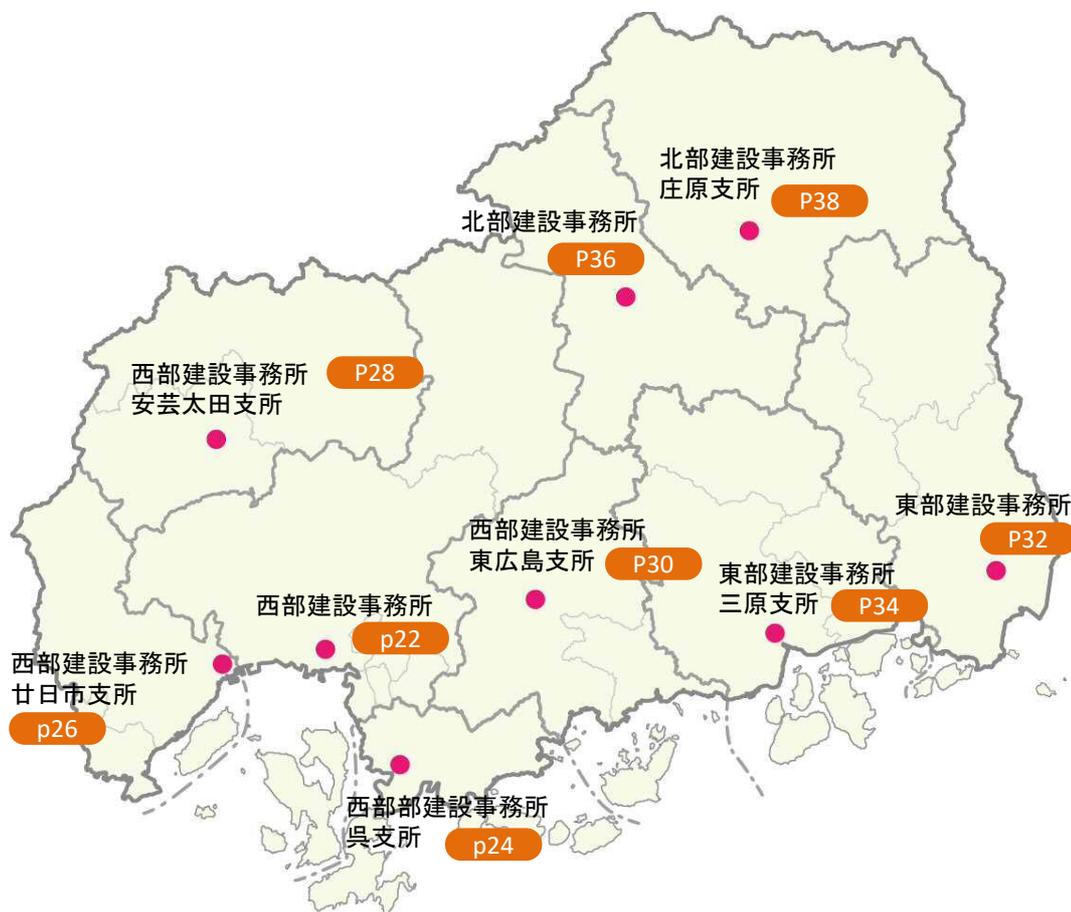


■ 県事業

- 1 事業箇所は、計画期間内(R3～R7)に実施する改築系・防災系事業（日常の維持管理業務等を除く）について、社会資本整備調整会議を開催し、地元市町の意見を伺いながら選定しています。
- 2 事業箇所一覧に記載していない箇所を実施する場合は、計画を変更した上で対応する必要があります。
- 3 但し、災害や点検の結果等により、緊急的な対応が必要となった場合には、この事業箇所一覧以外の箇所であっても柔軟に対応します。



■ 国直轄事業等 (p40)

県土の根幹をなす広域的な道路ネットワークの強化に資する直轄国道等の事業中箇所について、まとめたものです。